

河南町教育大綱の策定に向けて

1. 教育大綱とは（文部科学省初等中等教育局長通知）

①定義

- ・地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- ・教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めること。「参酌」とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。

②記載事項

- ・主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の統廃合、学校教育の充実、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。

③尊重義務

- ・地方公共団体の長が、教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合には、法第1条の4第8項により、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものである。

④計画期間

- ・大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものである。

⑤その他

- ・教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要である。

2. 既存計画との関係

①文部科学省初等中等教育局長通知

- ・地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。
- ・新たな地方公共団体の長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましい。

②本町における教育大綱の位置づけ

- ・総合計画、まちづくり戦略、教育指針、教育大綱の関連については、別添資料のとおり。

3. 河南町教育大綱の策定に向けた基本的な考え方

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成27年4月に施行された。

この改正法では、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長と教育委員会の連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しが図られた。

また、近年の教育行政においては、健康や福祉、子育てなどといった一般行政との密接な連携が必要となっており、さまざまな実務の場面で、町長と教育委員会との一層の連携・協力が求められる状況となっている。

以上のことから、改正法では、一般行政と教育行政との関わりを踏まえ、地域の実情に応じた総合的な教育に関する大綱を町長が策定することを求めている。

これまで、本町の教育行政は、河南町総合計画及び河南町まちづくり戦略における教育施策に関する分野別計画を教育大綱と位置づけ、これらの計画との整合を図り、河南町学校園教育指針をはじめ各種計画を策定し、教育行政を推進してきた。

今般、小学校統合や認定こども園化の重要課題の方向性が整ったことを機に、町長と教育委員会との一層の連携・協力をもって、教育行政のさらなる充実を図るため、河南町教育大綱を策定するものとする。

河南町教育大綱は、国の「教育振興基本計画」及び大阪府の「教育振興基本計画」を参酌しつつ、河南町総合計画及び河南町まちづくり戦略における教育施策に関する分野別計画との整合を図り、本町における教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や施策に根本となる方針を定める。

なお、この大綱については、町長が、総合教育会議の場において教育委員会と協議、調整をし、定める。